

都心～ウォーターフロント間における連節バス等運行予定事業者募集  
実施要領

平成 31 年 2 月 25 日  
住宅都市局長決定

(目的)

第 1 条 本要領は、「都心～ウォーターフロント間における連節バス等運行予定事業者募集」(以下「事業者募集」という。)の実施にあたり、必要な事項を定めるものである。これに基づき、都心～ウォーターフロント間を周遊する連節バス等運行事業者の提案を募る。

(事務局)

第 2 条 事業者募集の事務局は神戸市都市局計画部公共交通課に置く。

(審査)

第 3 条 事業者募集の審査については、別途定める「都心～ウォーターフロント間における連節バス等運行予定事業者選定委員会設置要綱」に基づく選定委員会(以下「委員会」という。)にて行う。

(事業者募集の実施)

第 4 条 事業者募集は、都心～ウォーターフロント間の回遊性を高め、都市魅力の向上に資する交通システムの本格導入に関する提案を求めるものであり、詳細は募集要項に基づき実施するものとする。

(運行事業者の決定)

第 5 条 提出された提案書について、審査基準に基づき委員会において審査し、総合的に最適な事業者を運行予定事業者として決定するものとする。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

この要領は平成 31 年 2 月 25 日より施行する。